

警報及び避難の指示等

○町長は、北海道から警報の内容の通知を受けたときは、速やかに町民や関係団体に伝達します。

○町長は、北海道から避難の指示の通知を受けたときは、町民に対して避難の指示を伝達するとともに、自衛隊等の関係機関の意見を聴いたうえで避難実施要領を策定します。

○町長は、町職員などを指揮し、自治会など、学校、事業所などを単位として避難住民を誘導します。

○町職員や消防のみでは十分な対応が困難な場合は、警察や自衛隊などによる避難住民の誘導を要請します。

救援

○町長は、知事から通知があったときは、関係機関と連携し、避難住民や被災者に対し、救援を行います。

○避難所を開設したときは、速やかに地域住民に周知しま

す。

安否情報の収集・提供

○町は、避難所で安否情報の収集・提供を行います。また、医療機関や学校などからの情報収集、警察への照会などにより安否情報の収集を行います。

○町は、安否情報の照会窓口を設置し、住民に周知するとともに、回答に当たっては個

人情報の保護に十分留意します。

武力攻撃災害への対処

○町長は、国や北海道などの関係機関と協力して、生活関連等施設の安全確保、放射性物質などによる汚染拡大の防止、警戒区域の設定、消火や被災者の救助などの消防活動などを行います。

第4編 復旧等

応急の復旧

○町は、安全の確保をした上でその管理する施設や設備の被害状況について緊急点検を実施し、被害の拡大防止や被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行います。

資料4 組織図
資料5 武力攻撃等における各班及び各部署の主な役割

資料5 関係報道機関一覧
資料6 安否情報関係様式

◇計画全文の閲覧について

「安平町国民保護計画」に関しては、役場総務課防災係(☎2511)にお問合せください。また今回作成した計画の全文は、早来庁舎・追分庁舎の窓口、早来町民センター、追分公民館等公共施設で閲覧することが出来ます。また、安平町公式ホームページにも掲載しています。



第5編 緊急処理事態への備えと対処

緊急処理事態

○町は、緊急処理事態が武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて対応します。

資料編

資料1 関係機関の連絡先

資料2 町の各部署における

平素の業務

資料3 町国民保護対策本部

